平成２９年（フ）第１２６号
長野市篠ノ井会287番地
債務者　角　　秀次
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
長野市篠ノ井会287番地
債務者　角　　裕子
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３８号
長野県中野市大字金井947番地１
債務者　宮澤ちづる
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４１９号
名古屋市北区水切町６丁目103番地の２　グランディア志賀本通102号
債務者　村上　佳大
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９５４号
名古屋市名東区大針３丁目85番地　シェモアⅡ　407号
債務者　大橋真菜美
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５６号
愛知県一宮市伝法寺11丁目８番地６　カーサ；メリディオナールセレノ103号
債務者　小野寺大輔
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１６３号
香川県高松市小村町199番地３　クレストールＫ202号室
債務者　牛尾　生幸
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６６９号
大阪市都島区都島北通１丁目22番１号　クレスト都島　502号
債務者　福島　加奈
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２６号
兵庫県尼崎市武庫之荘西２丁目49番16―303号
債務者　五十嵐智惠香
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４８６号
仙台市泉区南光台２丁目17番７号　久寿田コーポ203
債務者　青沼　由起
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４９５号
仙台市泉区将監９丁目１番７―501号
債務者　早坂　悠佑
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５０３号
仙台市太白区鹿野３丁目10番３号　サンコーポ井上203
債務者　小松　昌博
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５２４号
仙台市青葉区荒巻字青葉417番地　コーポしんし411
債務者　進藤　怜史
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５４８号
仙台市若林区成田町127番地の１　ライオンズマンション成田町209
債務者　鈴木　直美
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５４９号
宮城県富谷市富谷宮ノ沢58番地２　市営宮ノ沢住宅１号棟
債務者　佐藤　智絵
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６６号
茨城県日立市森山町４丁目13番24号
債務者　伊藤　宏江
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第６７号
茨城県日立市久慈町５―49―13ブリーゼ202号室、住民票上の住所茨城県ひたちなか市大字東石川1305番地５
債務者　毛利　友亮
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
水戸地方裁判所日立支部